

## 一般競争入札（条件付）公告共通事項（測量，建設コンサルタント業務等）

### 1 入札方法について

岡山県電子入札共同利用システム（以下「電子入札システム」という。）を利用した，電子入札により実施する。

### 2 入札参加資格要件について

入札に参加できる者（入札公告において設計共同体での入札参加を指定した業務にあたっては，その設計共同体の全構成員）は，次に掲げる全ての要件に該当する者に限る。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に掲げる者でないこと。
- (2) 入札の公告日から落札者が決定するまでの間において，倉敷市建設工事等請負業者指名停止要領に基づく指名停止又は指名留保を受けていないこと。
- (3) 入札の公告日から落札者が決定するまでの間において，倉敷市建設工事等暴力団対策会議設置要綱（平成13年倉敷市告示第276号）に基づく指名除外を受けていないこと。
- (4) 入札の公告日から落札者が決定するまでの間において，会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 入札の公告日において，電子入札システムにより倉敷市の利用者登録をしていること。

### 3 配置予定技術者について

- (1) 公告において配置予定技術者の資格要件を定めた業務にあつては，落札者は配置予定技術者として申請した者を当該業務に配置しなければならない。
- (2) 入札参加者は，他の業務の入札において落札（候補）者となったことにより配置可能な技術者が不足する状態となった場合は，それ以後に開札を行う入札について直ちに入札辞退届を提出すること。

### 4 設計図書の交付等について

- (1) 設計図書は，入札参加希望者が電子入札システムから設計図書をダウンロードすることにより交付する。この場合において，入札公告において設計共同体での入札参加を指定した業務にあつては，代表構成員の電子入札用ICカードを使用して設計図書の交付を受けなければならない。
- (2) 設計図書に対する質問は，契約課がファクシミリ（持参及び電話不可）により受け付け，回答は，電子入札システム上に掲載することにより行うものとする。

ただし，質問が無かった場合は，掲載は行わない。

### 5 入札参加表明について

入札参加希望者は，設計図書の交付（ダウンロード）を受け，電子入札システムにより入札参加表明の登録を行わなければならない。この場合において，入札公告において設計共同体での入札参加を指定した業務にあつては，代表構成員の電子入札用ICカードを使用して入札参加表明の登録を行わなければならない。

### 6 入札書の提出について

- (1) 電子入札システムにより，入札金額その他必要事項の登録を行うことにより，入札書を提出すること。この場合において，入札公告において設計共同体での入札参加を指定した業務にあつては，代表構成員の電子入札用ICカードを使用して入札書を提出しなければならない。
- (2) 事前の申請により書面による入札参加を認められた入札者は，上記（1）にかかわらず，書面により入札書を提出すること。この場合，入札書は入札公告で定めた開札執行日時に7（1）に記載する開札場所において提出すること。
- (3) 提出した入札書の訂正，引換え又は撤回は認めない。

(4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに登録すること。

(5) 入札保証金

免除（倉敷市財務規則（昭和42年倉敷市規則第22号）第154条第3号の規定による。）

## 7 開札執行について

(1) 開札場所

倉敷市西中新田640番地

倉敷市役所本庁高層棟2階 第2入札室

(2) 入札回数

入札回数は初度のみの1回とする。

(3) 開札執行に関しての注意事項

開札は、入札参加者のうち立会を希望する者を立ち合わせて執行し、立会を希望する者がいない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて執行する。ただし、市長が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせないことができるものとする。

## 8 入札の無効について

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

## 9 落札者の決定について

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札をした者（最低制限価格を設けた場合には、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の金額で入札した者のうち、最低の価格で入札した者）を落札候補者とし、落札候補者に対して入札参加資格の審査を行い、落札者を決定する。

(2) 入札参加資格の審査について

落札候補者は、契約課が指定する書類の提出期限の日（原則、開札執行日の3営業日後）の午後5時15分までに、入札参加資格の審査書類を契約課へ提出（持参、郵送又はファクシミリによる。）すること。

なお、「指定期日までに指示した書類の提出が無い場合」や「書類審査の結果、落札候補者が入札参加資格要件を満たしていないと判明した場合」は、当該落札候補者の入札は失格となり、次順位者が新たな落札候補者となるため、入札参加者は前もって入札参加資格の審査書類を準備しておくこと。

## 10 その他注意事項

(1) 代表者が同じ法人又は個人は、同一の入札において2者以上参加できない。

(2) 事業協同組合及び当該組員の組合員について、組合と当該組合の組合員は同一の入札に参加できない。また、組合員が1者以上重複している事業協同組合は、同一の入札に参加できない。

(3) 事業協同組合の場合、配置予定技術者は組合員に所属する技術者でも構わない。

(4) 事業協同組合の場合、組合員の実績は認めない。ただし、事業協同組合の代表組合員として履行した実績は、その法人又は個人の実績と認める。

(5) 談合情報等により、公正な入札が行われぬおそれがあると認められるときは、入札（開札）を延期又は中止する。また、入札者が談合その他不正な行為をしたと認められる場合（不適正な入札であると判断される場合を含む。）は、その入札の全部を無効とする。

(6) 契約条項及び入札条件等については、入札公告及び一般競争入札（条件付）公告共通事項（測量、建設コンサルタント業務等）によるほか倉敷市財務規則、倉敷市建設工事等高落札率入札調査要綱、倉敷市電子入札等実施要綱、倉敷市一般競争入札（条件付）事務処理要領及び倉敷市建設工事等入札

心得その他関連規程による。

- (7) 「明らかに施行実績要件等の入札参加資格要件を満たさないにもかかわらず落札候補者となり、入札参加資格審査で失格となった場合」及び「落札候補者となったにもかかわらず、正当な理由なく入札参加資格審査申請を行わない場合」は、入札の秩序を乱す行為として指名停止措置の対象とするので、十分注意すること。
- (8) 虚偽の入札参加資格審査申請を行ったことが判明した場合は、落札候補者としての権利を喪失するものとする。また、落札決定後にあつては落札決定の取消し、契約締結後にあつては契約の解除を行うことができるものとする。
- (9) 入札参加業者名等は開札執行時まで非公表とする。したがって、事前に入札参加者を知ろうとする行為は入札の公正を害する行為と認め、指名停止等の対象となるので、厳に慎むこと。
- (10) 倉敷市の要綱・要領等及び様式のダウンロードは、倉敷市ホームページから以下を参照のこと。  
トップページ (<https://www.city.kurashiki.okayama.jp>)  
>産業・ビジネス>入札・契約>建設工事・コンサル入札情報（契約課発注）

問い合わせ先 倉敷市総務局総務部契約課（工事契約担当）

電 話：086-426-3171

FAX：086-426-4234